

別表3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職手当の関係）

勤続年数		5 年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	1.1	2.5	4.2	6.3	8.3	11.4	11.6	—
	会社都合退職	1.5	3.2	5.2	7.4	10.1	11.8	13.0	16.0

（資料出所）「令和6年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）における退職金の支給率（モデル退職金・大学卒）に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合（64.2％）を乗じた数値として通達で定めたもの

別表4 対象従業員の退職手当の額

勤続年数		5 年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 25年未満	25年以上	定年
支給月数	自己都合退職	3.0	7.0	10.0	15.0	—
	会社都合退職	5.0	9.0	12.0	18.0	26.0

別表3（再掲）

勤続年数		5 年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	1.1	2.5	4.2	6.3	8.3	11.4	11.6	—
	会社都合退職	1.5	3.2	5.2	7.4	10.1	11.8	13.0	16

- （備考）
- 退職手当については、退職時の基本給額に退職手当の支給月数を乗じて得た額を支給する。
 - 退職手当の受給に必要な最低勤続年数は5年とし、退職時の勤続年数が5年未満の場合は支給しない。